

## 養護老人ホーム サンロイヤル広沢

### 契約入所重要事項説明書

当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明申し上げます。

#### 1. 施設経営法人について

- (1) 法人名 社会福祉法人 邦知会
- (2) 法人所在地 群馬県桐生市広沢町6丁目307-3
- (3) 電話番号 0277-53-1150
- (4) 代表者氏名 理事長 祖父江 啓子
- (5) 設立年月 平成9年7月31日

#### 2. ご利用施設について

- (1) 施設の名称 養護老人ホーム サンロイヤル広沢
- (2) 施設の所在地 群馬県桐生市広沢町6丁目335-1
- (3) 電話番号 0277-40-2210
- (4) 施設長 矢嶋 美穂子
- (5) 施設の運営方針
  - ・従業者は、契約利用者の人格を尊重し、生活及び介護の質の向上をモットーに、自立支援を通し真に満足できるサービスを提供します。
  - ・契約利用者の意見を反映しながら施設の運営を行い、地域の社会福祉に貢献する為多くの皆様が交流できる場を提供し、様々な情報をいち早く公開する事により開かれた施設を目指します。
  - ・介護技術、施設整備、従業者研修等においてそれぞれの専門性を高め選ばれる施設を目指します。
- (6) 開設年月 平成18年4月1日
- (7) 入居定員 120人

#### 3. 居室の概要について

##### (1) 居室等の概要（居室数はショートステイ分5床を含む）

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は全室個室です。他

の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、契約利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	125室	1階10室、2階35室、3階40室、4階40室
食堂	2室	1階、2階に1室ずつ
リビング 談話コーナー	6カ所	各階に設置
トイレ	7カ所	各トイレとも車イス対応
浴室	4室	一般浴槽2、介護用浴槽2
ホール	1室	
相談室	1室	

※居室の変更：契約利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

※居室に関する特記事項：トイレ付き居室106室、洗面台、ナースコール、衣類等収納設備完備、冷暖房

#### 4. 職員の配置状況

(職員の職種及び数)

- 一 施設長 1名
- 二 事務員 2名
- 三 主任生活相談員 1名以上
- 四 生活相談員 2名以上
- 五 主任支援員 1名
- 六 支援員 3名以上
- 七 看護職員 2名以上
- 八 嘱託医師 1名
- 九 栄養士 1名
- 十 調理員 (業務委託)

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金 (契約書 第3、4条)

##### (1) 提供するサービス

- ① 食事の提供

施設は契約利用者に対し、1日3食、契約利用者の健康に配慮した食事を食堂等において提供します。また、特に医師の指示等がある場合は、その指示により特別の食事を提供することもできます。(別料金)

(食事時間)	朝食	7:30～8:15
	昼食	12:00～12:45
	夕食	18:00～18:45

## ② 入浴

入浴は週3回、定められた時間に契約利用者が利用することができます。

ただし、契約利用者の生活リズムや体調等より、事前に利用回数を相談させていただきます。

## ③ 各種生活相談と助言

施設は契約利用者の希望により、生活相談に応じ、必要に応じて行政及び関係機関への紹介手続き等の援助を行います。

## ④ レクリエーション及び行事

施設は、契約利用者の生活が健康で潤いあるものとなるよう、必要な助言を行うとともに、契約利用者が自主的に趣味(楽しみ)、教養、娯楽等のレクリエーション等を実施する場合は、出来る範囲で便宜を供するものとします。

## ⑤ 健康管理及び疾病、負傷等緊急時の援助

施設は、契約利用者が急病若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、管理体制がとれるよう配慮します。

## ⑥ その他個々に必要な支援及び介護

施設は、契約利用者が入所(居)後、日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は、介護サービスが導入できるよう所要の措置をとるものとします。

## (2) サービス利用料金

別紙 料金表のとおり

## (3) 利用料金のお支払い方法

契約利用者は利用料に関し、当月分を指定された日までに、現金払いのほか、指定口座への振り込み、自動振り替えの方法で支払うものとします。

## 6. 緊急時の対応について（契約書 第8条）

契約利用者の容体が急変した場合、速やかに主治医または協力医療機関等へ連絡し、必要な措置を講じます。また、命の危険が判断された場合は、救急搬送させていただくこともあります。

## 7. 施設を退所していただく場合（契約の終了）（契約書 第2、5～7条）

### （1）契約利用者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約利用者は契約の有効期間であっても、当施設からの退所を申し出ることができます。この場合には、契約利用者は契約終了を希望する日の7日前までに施設にお申し出下さい。

### （2）契約利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に利用中に、契約利用者が病気療養及び諸事情等で、2か月以上居室を不在とする場合は、施設、契約利用者、身元引受人の間で協議して本契約を解除することができます。

## 8. 個人情報の取り扱い（契約書 第10条）

### （1）利用目的

当施設では、契約利用者から提供された契約利用者本人およびご家族等に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① 契約利用者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ 契約利用者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

### （2）第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のために契約利用者およびご家族等の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ 契約利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めるとともに会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ 契約利用者・ご家族等への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等

- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

### (3) 契約利用者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、契約利用者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、契約利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては(2)の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、契約利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させて頂きます。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がごありの場合は遠慮無くお申し出下さい。

### (4) 施設内での写真の掲示及び施設報等でのお名前、写真の掲示

当施設では、外出やお祭り行事等の楽しい思い出を、参加された契約利用者楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。また契約利用者の身元引受人およびご家族、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、施設報にお名前やお写真を掲載することがあります。施設内での写真の掲示、施設報等へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮無くお申し出下さい。

## 9. 事故発生時の対応について

- (1) 当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに県、市町村、ご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせて頂きます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することと致します。
- (2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものと致します。

## 10. 苦情の受付について (契約書 第11条)

### (1) 当施設における苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

社会福祉法人 邦知会 養護老人ホームサンロイヤル広沢

苦情受け付け担当者 生活相談員

Tel 0277-40-2210 (事務所)

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30まで

または

邦知会ご利用案内センター

**Tel 0120-80-4165**

**受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30まで**

☆受付時間以外及び担当者不在の場合でも常時対応できる体制になっております。また、ご意見受付箱を1F 食堂、2F エレベーター前に設置しておりますのでご利用下さい。

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

桐生市役所保健福祉課健康長寿課 桐生市織姫町1-1	電話番号 0277-46-1111 受付時間 8:30～17:15
群馬県社会福祉協議会 運営適正化委員会 前橋市新前橋町13-12	電話番号 027-255-6699 受付時間 9:00～17:00

### 1.1. 虐待の防止について

当施設では、契約利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する専任の担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	施設長 矢嶋 美穂子
-------------	------------

- ② 苦情解決体制を整備しています。  
③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。  
④ 虐待防止委員会を設置しています。  
⑤ サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる契約利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 1.2. 施設の利用に当たっての留意事項

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。  
○契約利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。  
○当施設の職員や他の契約利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、政治活動、営利活動を行うことはできません。  
○施設で指定した喫煙スペース以外での喫煙はできません。